

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善及び必要な方策等について」（2016年12月21日 中教審答申）について

## 理事談話

## 公教育計画学会

### 1. 多出する資質・能力

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善及び必要な方策等について」（学習指導要領の改善及び必要な方策等と略す）には、「資質・能力」という言葉が34カ所も出てくる。キーワードである資質・能力について三つの柱が以下のよう示されている。

- ①何を理解しているか、何ができるか（生きて働く「知識・技能」の習得）
- ②「理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）
- ③「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（生美を人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養）

趣旨は分かりやすい。学校教育で受けた教育を使って社会や世界と関わっていくことが強迫的に求められている。何ができるようになるのがひたすら求める「功利主義」的な色彩が強く、それは個人の「生きる力」の形成である。集団的な学習として、協同して何かを実現する発想はここにはない。そして、「社会に開かれた教育課程」という時、社会は産業界の意向という言葉に翻訳可能である。個々人は多様な資質・能力に応じて、グローバル企業の意向に沿って「開かれ」、階層化されたキャリア形成をすることとなる。

学び方は最近、「アクティブ・ラーニング」が盛んに使われてきたが、学習指導要領で教えからも規定するののかという反響の大きさから「主体的・対話的で深い学び」に軌道修正を行い、教えられたことを憶えるだけの浅い学びから転換する意図を示している。

それぞれの個人が「何ができるか」と繰り返し問い詰められながら「深い学び」を「資質・能力」に応じた学習コース、学校体系の再編成を通して身に着ける。そして、グローバル人材とローカル人材（従来のナショナル人材もローカルに吸収される）と二極化した分断社会において、分に応じた人生をおくることが2030年を目標に、2020年から始まる新学習指導要領の目指すことにあると「学習指導要領の改善及び必要な方策等」を「読む」。読みが外れることを願いながら。

### 2. 数々の疑問

(1)「一人一人の子供たちが、障害の有無やその他の個々の違いを認め合いながら、共に学ぶことを追求することが求められる」との文言が入っているが、しかし、特別支援教育体制である日本のインクルーシブ教育システムでは、これは生かされないのではないのか。

(2) 「これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育てていくこと」とあるが、具体的にどのような資質・能力が求められるものと、明確化されていくのか不安がある。また、変化の激しい世の中で求められる資質・能力は、変化しないのか。繰り返しでてくる「資質」についても、生まれつきのものではないのか。

(3) 「主体的・対話的で深い学び」の実現（「アクティブ・ラーニング」の視点）については、すでに多くの指摘がなされているように、方法にまで踏み込むことに疑問を感じる。

(4) 「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養）」とあるが、「どのようによりよい人生を送るか」は、個人的領域である。ここを柱の一つとして位置づけ、またこれらの柱に基づき、資質・能力について整理されていくことは問題である。

(5) 帰国子女と、外国人児童生徒を同じくくりで、日本語能力に応じて対応しようとしていることに疑問を感じる。また、「情報化やグローバル化といった社会的変化が、人間の予測を超えて加速度的に進展する」世の中で生きていくためには、教室内で共に学ぶ外国人児童生徒の権利や、文化の尊重を意識的に行うことなど、他者への権利を身近なところから十分に考えていくことが重要であろう。第4次産業革命対応といった、「産業」に目を向けるだけでは不十分であると考えられる。

### 3. 国の指示で現場を動かす

(1) 本答申は2年前の2014年11月に当時の下村博文文部科学大臣が長い理由を付して諮問した「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」に対するものである。2030年をめざして、学習指導要領そのもののあり方を含め、高校の科目再編、アクティブ・ラーニングを中心とする学習方法までを示した内容となっている。

第二次安倍政権以降に定着した「教育再生実行本部」→「教育再生実行会議」→文部科学省（協力者会議、中央教育審議会）といった教育政策策定ルートに今回も乗った答申である。

また、中央教育審議会に対する大臣諮問理由にすでに答申内容を指示するがごとき内容が含まれるようになっているのは、安倍政権になってから顕著であるといわざるを得ない。

端的な例は以下の通り

- ・「特に、現行学習指導要領で示されている言語活動や探究的な学習活動、社会とのつながりをより意識した体験的な活動等の成果や、ICTを活用した指導の現状等を踏まえつつ、今後の「アクティブ・ラーニング」の具体的な在り方についてどのように考えるか。また、そうした学びを充実させていくため、学習指導要領等において学習・指導方法をどのように教育内容と関連付けて示していくべきか。」
- ・「小学校では、中学年から外国語活動を開始し音声に慣れ親しませるとともに、高学年で

は、学習の系統性を持たせる観点から教科として行い、身近で簡単なことについて互いの考えや気持ちを伝え合う能力を養うこと」

・「今後、国民投票の投票権年齢が満18歳以上となることや、選挙権年齢についても同様の引下げが検討されるなど、満18歳をもって「大人」として扱おうとする議論がなされていることも踏まえ、国家及び社会の責任ある形成者となるための教養と行動規範や、主体的に社会に参画し自立して社会生活を営むために必要な力を、実践的に身に付けるための新たな科目等の在り方」

## (2) アクティブ・ラーニングは「深い学び」か

2015年5月の教育再生実行会議第七次提言「これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について」では、以下のようなことが指摘されていた（下線、引用者）。

例えば、アクティブ・ラーニングなどを推進するに当たっては、深い思考力等を育むという本来の目的から離れて、特定の型どおりに指導するといった硬直性を生んだり、既に積極的に取り組んでいる学校の足かせになったりするなどの弊害を生まないよう留意する。

これまでの文部科学省の文書では、アクティブ・ラーニング＝「課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学びと定義されることが多かったが、本答申では「アクティブ・ラーニングの視点」は「主体的・対話的で深い学び」と説明されている。「深い」という一語が入るようになったのである。

2016年8月の「審議のまとめ」では「各教科等で習得した知識や考え方を活用した「見方・考え方」を働かせて、学習対象と深く関わり、問題を発見・解決したり、自己の考えを形成し表したり、思いを基に構想・創造したりする」と説明されているが、果たして「深い学び」につながるか疑問である。

膨大な学習内容と細切れ時間（時間的制約）において「深い学び」が実現できるとはとうてい思えない。学習指導要領で縛れる現場ではアクティブ・ラーニングが一斉に行われるだろうが、そもそもアクティブ・ラーニングのもっている本来的限界だけでなく、形式化することによって「浅い学び」がはびこることになるだろう。

## (3) なぜカリキュラム・マネジメントか

今回の答申の目玉の一つが学校における「カリキュラム・マネジメント」の提唱である。答申によれば「学習指導要領等に基づき教育課程を編成し、それを実施・評価し改善していくことが求められる。これが、いわゆる「カリキュラム・マネジメント」である。」とされている。

これまでも使われていた「教育課程経営」とどこが違うかが不明である。あえて「カリキュラム・マネジメント」を使うのには、学校現場で、国が定めた教育課程編成の基準である学習指導要領を効率的に運用するように、という意図があるのであろう。そこには学習指導要領の内容自体を問うことは前提とされていないのである。

たとえば、道徳教育である。本答申以前に学習指導要領に組み込まれた「特別の教科道徳」では「内容項目」が示され、検定教科書が使用されることになる。地域や子どもの実態に応じて「道徳教育」の内容を構想し、実施計画を策定し、振り返りをふまえつつ内容自体を見直していくという現場の営みは、この「カリキュラム・マネジメント」には想定されていない。

#### (4)「学びの地図」とは

次期学習指導要領は「学びの地図」になるらしい。答申によれば「学びの地図」とは「子供たちの多様で質の高い学びを引き出すため、学校教育を通じて子供たちが身に付けるべき資質・能力や学ぶべき内容などの全体像を分かりやすく見渡せる」ものである。

これは、これらはこれまでの学習指導要領が「各教科等において「教員が何を教えるか」という観点を中心に組み立てられており、そのことが、教科等の縦割りを越えた指導改善の工夫や、指導の目的を「何を知っているか」にとどまらず「何ができるようになるか」にまで発展させることを妨げているのではないか」との反省に基づいているようだ。

ここで示されるのは

- ①「何ができるようになるか」（育成を目指す資質・能力）
- ②「何を学ぶか」（教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成）
- ③「どのように学ぶか」（各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実）
- ④「子供一人一人の発達をどのように支援するか」（子供の発達を踏まえた指導）
- ⑤「何が身に付いたか」（学習評価の充実）
- ⑥「実施するために何が必要か」（学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策）

である。

個々の資質・能力を国が具体的に示し、それが達成されているかどうか評価されるのである。子どもたちの学びの内容と方法（アクティブ・ラーニングなど）、達成目標は国によって示されることになる。

これは、子どもの「学び」をあたかも支援するかのように見せて、実はグローバル労働市場へ参入できる資質・能力の育成を国が主導する道に他ならない。

2017年2月20日